

資料 1

岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング
業務委託

プロポーザル実施要領

令和 2 年 2 月

岩手県医療局

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県医療局（以下「医療局」という。）が実施する「岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング業務委託」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和3年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

資料2「岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング業務委託要求仕様書」のとおり

(4) 予算額（見込み）

20,000千円以内（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、医療局から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者であること。

また、代表者を定めただうえで参加するものとし、医療局との契約の当事者は、当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- ① 法人格を有すること。
- ② 本業務の実施について、医療局の要求に応じて、迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定により再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされている場合を含む。）による整理開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑨ 最近1年間において法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体に該当しないものであること。
- ⑪ 単独でプロポーザルした参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県医療局職員課

住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号（岩手県盛岡地区合同庁舎 7階）

電話：019-629-6860 / F A X：019-629-6329

電子メールアドレス：E A 0003@pref. iwate. jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 プロポーザル実施要領（本書）

資料2 要求仕様書

資料3 業務提案書作成要領

資料4 プロポーザル審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

① **受付期間** **令和2年2月13日（木）～2月19日（水）午後5時まで**

② **受付場所** 岩手県医療局職員課（連絡先は上記(1)を参照）

③ **提出方法** 【様式1-1】「**プロポーザル実施要領等に関する質問票**」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はF A Xにより提出すること。

④ **回答方法** 受け付けた質問については、**令和2年2月21日（金）まで**に、電子メールにて質問者あて回答するとともに、岩手県公式ホームページに掲載するものとする。

(4) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書類を、下記により提出すること。

① 提出書類

- ・【様式 1-2】プロポーザル参加表明書
- ・【様式 1-3】誓約書
- ・【様式 1-4】会社概要

② 提出期限 令和 2 年 2 月 21 日（金）午後 5 時〔必着〕

③ 提出先 岩手県医療局職員課（住所等は上記(1)を参照）

④ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

⑤ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「② 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った業務提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める岩手県立病院働き方改革に係るコンサルティング業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）の実施日までの間に参加資格の要件に該当しなくなった場合には、参加資格を失う。

(6) 業務提案書等の提出

参加者は、業務提案書等を、下記により提出するものとする。

① 提出書類 「業務提案書作成要領」（資料 3）で定める書類

② 提出期限 令和 2 年 3 月 17 日（火）午後 5 時〔必着〕

③ 提出先 岩手県医療局職員課（住所等は上記(1)を参照）

④ 提出方法 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒に提出書類を密封し、外封筒に「業務提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

※ 提案は、1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。

また、業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※ その他、「業務提案書作成要領」（資料 3）の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(7) 業務提案の無効

参加表明書類の確認の結果、参加資格を有すると認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(8) プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加表明書等の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、プロポーザル参加を辞退しようとする場合は、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める**委員会の実施日の前日（土曜日・日曜日・祝休日に当たる場合は、その前の平日）まで【必着】**に、【様式1-5】「プロポーザル参加辞退届」を、岩手県医療局職員課（住所等は上記(1)を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、プロポーザル参加を辞退した者は、これを理由として、以降に医療局が実施する他のプロポーザル募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 業務提案の審査

参加者の業務提案の審査は、「プロポーザル審査要領」（資料4）に基づき、委員会において行う。

なお、業務提案書等の内容が、上記1(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 委員会の開催

① 開催日時（予定） 令和2年3月23日（月）

- ・ 日時及び場所については、開催時期が変更となる場合があることから、参加者に対し別途、個別に通知する。

② 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
- ・ プロジェクター等のプレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に担当課に連絡するものとする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として業務提案書等の受付順とし、1者当たりのプレゼンテーションの時間は、30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の選定

- ① プレゼンテーションを受けた後、委員会において各業務提案内容についての審査を行い、その審査結果に基づき、順位を付して受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次順位の者から順に契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 医療局財務規程に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、受託候補者と医療局が業務提案書及び要求仕様書を踏まえ協議のうえ、決定する。

(4) 契約の公表

本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が医療局に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は、返却しないものとする。
- ③ 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール (予定)

- ① プロポーザル実施要領等の公表 2月13日(木)
- ② 質問票の提出期限 2月19日(水)
- ③ 質問に対する回答 2月21日(金)
- ④ 参加申込書等提出期限 2月21日(金)
- ⑤ 業務提案書等提出期限 3月17日(火)
- ⑥ ヒアリング 3月23日(月)(予定)
- ⑦ プロポーザル結果通知 3月24日(火)(予定)
- ⑧ 契約締結 4月1日(水)(予定)(予定)

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。

(4) その他

- ① プロポーザル参加表明書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を講ずることがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。